

# 郷土の古文書

## 「その4 市の盛衰～伊奈市と平井市」

### 解説

平井村と伊奈村の市争いは江戸時代初期からありました。その様子を物語る史料が残されています。そのときの両村の言い分は次の通りでした。

#### ●平井村の言い分「寛永10年(1633)5月11日 平井衆書付写」

一、小宮領の内、平井の郷、去る35年前の亥年(慶長4年〈1599〉)4月8日に氷雨(雹)<sup>ひさめ</sup>が降り百姓退転してしまい、代官頭大久保長安様が被害状況の見分に来られ、どのようにも考えて、この荒地を開墾するように命ぜられました。それにつけて、私共の申し分は、前々より市三斎(月に3回)立ててきましたが、寅年(天正18年〈1590〉)百姓退転の時、伊奈へとられてしまいました。小宮谷は細い谷なので、伊奈に六斎市が立つと、これ以上の市日を立てる事ができず大変迷惑しております。前々のように平井の市が三斎立てられるように言いかせてください。

一、右のように訴えましたところ、市日をお返し下されたので開発も致し、只今は御年貢も残り分納めました。そのほか町やしきの儀も去庚申年(寛永6年)のお改めにより増加した分も納めました。前々のように、平井の市が衰退しないように、伊奈の者共へよく言いかせてください。

#### ●伊奈村の言い分「寛永11年(1634)5月13日 案書」

一、御入国の寅年(天正18年)御代官天野三郎兵衛様の時に、伊奈の者共が市の儀を申し上げたところ、1日と6日の六斎(月に6回)の市を申し請けました。その後、御代官大窪(久保)長安様より平井衆へ5日、10日の市を立てるように申されたのに、平井は立てなかったのです。それがこの度、亥年の雹振りにかこつけて市日を取られたなどと言っています。私共は市場に限らず在郷のものまで相当の新田を開いて作付けしているのです。

一、なお、伊奈が新市を立てたなどと訴訟を起こしましたが、どうして勝手に新市を立てられましようか。御代官の許可を得て、近隣の村々の商人達を呼んで市祭りをし、店も備えて、それに応じた売買をするのであって、勝手に市を立てることなど出来ません。

一、小宮谷の村々は福村長右衛門様の御代官所、伊奈ばかりは岡上<sup>おかのぼり</sup>神<sup>(郷)</sup>右衛門様の御代官所です。炭薪荷を積み出す村々は皆、長右衛門様御代官所ですが、伊奈は江戸への順道もよく、駄賃継ぎもいいため、山里の売り人買い人相談いたし毎日取引をしています。山中の者へ御代官様より、平井の市で商いするように命令されても、伊奈に来てしまうのです。平井衆は山方途中で、売り人をつかまえて平井のほうまで連れて行ったりするのです。そのようにしても、売り人買い人を、我々が押さえられようもありません。それどころか、訴訟など起こされて作毛仕付もおそくなり、私共は迷惑しております。

#### ●市争いの顛末

この結果、再び伊奈の市日を平井へ3日譲るよう命ぜられました。そして12年後、平井衆が再び訴訟を起こしたのが、この「御訴訟」の文書です。その後五日市に5日、10日の市が立つと、承応2年(1653)伊奈村と平井村が組んで五日市村を訴えることになります。この訴訟を最後に平井の市は産地から遠い、といった地理的条件の不利等から次第に衰退していきました。そしてその後、伊奈の市は五日市の市と炭市をめぐる争いをたびたび繰り返しました。しかし、産地に近い五日市の炭市の繁栄と反比例し、伊奈の市も衰退していきました。

石新地

三打町下地

一 石新地文紙福村中七番札出成庄取内  
三打村多陽く是内新地口より作す此札は  
前々三打三三三の作は三三三の作と作  
三打し市に作ふ六六六の作と作  
三打し市に作ふ三三三の作と作  
六月の作は三三三の作は石新地一から作  
別々この作は三三三の作は石新地一から作  
この作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
三打三打の作は三三三の作と作

一 昔の石新地三打三打と作連りし作  
又三三三の作は三三三の作と作  
作は六六六の作と作は三三三の作と作  
石新地一から作は三三三の作と作  
久しと作し三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
二 三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作  
作は三三三の作は三三三の作と作

石新地三打

三打町下地  
三三三の作  
作は三三三の作

解説文

御訴訟<sup>(巻)</sup>

平井町百姓

一山根小宮領福村長右衛門様御代官所之内  
平井村市場之者共御訴訟申上候意趣ハ  
前々平井三さい伊奈三さい立来申候所ニ  
平井之市を伊奈へ取六さいたて申候ニ付而  
平井ノ市つぶれ申候ゆへ十三年以前の酉ノ  
五月高室四郎左衛門様へ御訴訟申上候得者  
則甚右衛門様長右衛門様御寄合ニ而伊奈者共  
被召寄前々のごとくに三さい座たて候へと被  
仰付候此上我まゝに仕候ハ、重而御法渡<sup>(度)</sup>に  
可被仰付由かたく御断ニ御座候事  
一其以後九年ハ平井ノ市無相違立申候所ニ  
又三年以前 右御仕置をもきせ不申  
伊奈ニ六さいたて申候依之伊奈御代官様  
御訴訟申上候へハ前々のごとく三さい座たて  
候へと年々被仰付候へとも伊奈者共甚右衛門様  
御下知をもきせ不申我まゝに市たて申ニ  
付而平井之町つぶれ申候事

右之条々御仕置被仰付可被下候御願上口上<sup>ニ</sup>而可  
申上候

平井村 勘左衛門

正保弐年酉ノ霜月十二日 同 所 二郎右衛門

同 所 町之者共

御奉行所様

口語訳

御訴訟

平井町百姓

一山の根小宮領福村長右衛門様御代官所の内  
平井村市場之者共御訴訟申し上げる趣は  
前々より一か月に平井の市が三回、伊奈の市が三回  
立っていたのですが、伊奈が平井の市を取って六回  
立つようになり、平井の市がつぶれてしまうので、  
十三年以前の酉年(寛永十年・一六三三)五月御代官  
高室四郎左衛門様へ御訴訟申し上げましたところ、  
すぐに御代官岡上<sup>おかのぼり</sup>甚右衛門様と福村長右衛門様が  
御相談なさって、伊奈の者共が呼び出され、以前の  
ように市を立てるのは三回にしなさいと命令なさい  
ました。この上わがままに市を六回立てるような事  
をすれば、重ねておきてに触れる事になると、かた  
くお断りになりました。  
一その後九年の間、平井の市も順調に三回立てていま  
したが、又三年以前より右のお仕置をもきせなかつ  
たので伊奈に六回市を立ててきました。これによつ  
て伊奈のお代官様へお訴え申しましたところ、以前  
のように三回市を立てるように毎年命令なさいまし  
たが、伊奈の者共は甚右衛門様の指図をもいいきか  
せられないで、わがままに市を立てるので平井の町  
はつぶれてしまいます。

右の事柄についてお仕置をお与え下さい。お願いは口  
上にて申し上げます。

平井村 勘左衛門

正保弐年酉ノ霜月十二日<sup>(十六四五)</sup> 同 所 二郎右衛門<sup>(十七)</sup>

同 所 町之者共

御奉行所様